

監査報告第1号  
令和4年(2022年)5月11日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥  
同 愛 須 一 史  
同 鈴 木 健 雄  
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、愛須一史監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、株式会社札幌振興公社の監査には関与しておりません。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等(事務監査)

| 局名    | 対象部   | 指摘事項の区分 |    |    |      |      |     |    | 意見 | 順守 |
|-------|-------|---------|----|----|------|------|-----|----|----|----|
|       |       | 収入      | 支出 | 財産 | 行政運営 | 学校運営 | その他 | 合計 |    |    |
| 市民文化局 | 市民生活部 |         |    |    |      |      |     |    |    | 4  |
|       | 文化部   |         | 1  |    | 1    |      | 1   | 3  |    | 3  |
| スポーツ局 | スポーツ部 |         | 1  | 1  |      |      |     | 2  |    | 2  |
|       | 招致推進部 |         | 1  |    |      |      |     | 1  |    | 1  |
| 豊平区   | 市民部   |         | 1  |    |      |      |     | 1  |    | 1  |
|       | 保健福祉部 |         | 1  |    |      |      | 1   | 2  |    | 2  |
| 清田区   | 市民部   |         | 1  |    |      |      |     | 1  |    | 2  |
|       | 保健福祉部 |         | 1  | 1  |      |      |     | 2  |    | 2  |
| 南区    | 市民部   |         | 2  |    |      |      |     | 2  |    | 1  |
|       | 保健福祉部 |         | 2  |    | 1    |      |     | 3  |    | 2  |
| 5局    | 10部   |         | 11 | 2  | 2    |      | 2   | 17 |    | 20 |

※ 「順守」は基本的順守事項を表す。  
-1-

## 2 定期監査等（工事監査）

| 局名    | 対象部            | 指摘事項の区分 |    |    |     |    | 意見 |
|-------|----------------|---------|----|----|-----|----|----|
|       |                | 設計      | 監理 | 事務 | その他 | 合計 |    |
| 建設局   | 土木部<br>(維持担当部) |         | 1  | 1  |     | 2  |    |
| 病院局   | 経営管理部          | 1       |    |    |     | 1  |    |
| 2局(区) | 2部             | 1       | 1  | 1  |     | 3  |    |

## 3 出資団体等監査

| 対象団体名                     | 監査の種別     | 指摘事項 | 意見 |
|---------------------------|-----------|------|----|
| 株式会社札幌振興公社                | 出資団体      | 4    | 1  |
|                           | 公の施設指定管理者 | 2    |    |
|                           | 財政援助団体    |      |    |
| 一般財団法人さっぽろ水道サービス協会        | 出資団体      |      |    |
| 札幌市森林組合                   | 出資団体      | 1    | 1  |
| 札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ      | 公の施設指定管理者 | 1    |    |
| エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社 | 公の施設指定管理者 |      | 1  |
| 日興美装興業株式会社                | 公の施設指定管理者 |      |    |
| 株式会社東急コミュニティー             | 公の施設指定管理者 | 1    |    |
| 一般社団法人札幌市区民センター運営委員会      | 公の施設指定管理者 |      |    |
| アートチャイルドケア株式会社            | 財政援助団体    | 1    |    |
| 9団体                       |           | 10   | 3  |

# 出資団体等監査

## 令和3年度出資団体等監査報告書

令和3年度出資団体等監査の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

### 監査の種別

出資団体監査、公の施設指定管理者監査及び財政援助団体監査

### 監査の対象

| 対象団体名                      | 監査の種別<br>出資団体 | 公の施設<br>指定管理者 | 財政援助<br>団体 |
|----------------------------|---------------|---------------|------------|
| 株式会社札幌振興公社                 | ○             | ○             | ○          |
| 一般財団法人さっぽろ水道サービス協会         | ○             |               |            |
| 札幌市森林組合                    | ○             |               |            |
| 札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ       |               | ○             |            |
| エムエムエスマンションマネージメントサービス株式会社 |               | ○             |            |
| 日興美装工業株式会社                 |               | ○             |            |
| 株式会社東急コミュニティー              |               | ○             |            |
| 一般社団法人札幌市区民センター運営委員会       |               | ○             |            |
| アートチャイルドケア株式会社             |               |               | ○          |

### 監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、60ページからの別表のとおりである。

## 監査の実施内容

|       |  |
|-------|--|
| 監査の範囲 | 主として令和2年度の当該監査種別に係る出納その他の事務                  |
| 監査の方法 | 前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。 |
| 監査の期間 | 令和4年1月7日から同年3月29日まで                          |

## 監査の結果

対象となった事務について、一部の団体を除き、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

### 1 出資団体監査

#### (1) 工事の発注に係る事務を適正に行うべきもの

【株式会社札幌振興公社】

工事の発注に当たり、建設業法の理解が不十分であるため、事前に受注者が建設業法上の許可を有しているか確認した形跡がなく、また、建設業法に定める主任技術者を配置するよう求めた形跡がないことや、さらに契約時に必須の重要項目が記載された書面を取り交わしていないなど、発注者として工事の適正な施工を確保するための対応を欠く事例がみられた。

また、契約規程の定めに反し、工事の一部に関して受注者以外の第三者による請負や、規程様式で定める遵守事項が省略された簡易な発注書又は請負書を用いる等の手続きがみられた。

さらに、仕様詳細を書面で明らかにしないまま発注し、適正な施工をどのように確保したのか判然としない事例がみられた。

建設業法第1条で定める目的に「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」と掲げられている。

また、国土交通省作成の『発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第3版）』において、「法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならない」と明記されている。

これらのことから、建設業法に則った事務を執行することで発注者である当法人が保護され、受注者等との紛争を未然に防止することにもつながると考える。

今後は、建設業法で定める手続きを契約規程に反映する等必要な改正を行い、改正後の契約規程を十分社内に周知しつつ、遵守するためのチェック体制を強化するなど、必要な対策を講じ、改善を図られたい。

**(2) 運行管理する車両について、法令に従い定期点検を行うべきもの**

**【株式会社札幌振興公社】**

藻岩山事業部にて運行管理している無料送迎バス3台について、法令に定める3月ごとの定期点検を行っていなかった。

法令に定める定期点検を行わないことで、整備不良が原因となる事故を引き起こす可能性が高まり、利用者の安全を脅かしかねないことから、法令に定められた期間ごとに定期点検を行い、車両の安全な運行管理に努められたい。

**(3) 指名競争入札の透明性を確保すべきもの**

**【株式会社札幌振興公社】**

業務の委託に係る指名競争入札の実施に関して、指名事業者への指名通知書送付に当たり、入札実施の起案等に指名通知書案が添付されていない場合が多く、また、指名事業者辞退の際、その代替として予備に選定されていた事業者への指名通知書送付に当たり、送付を伺う起案や指名通知書案等が見当たらなかった。加えて、これらについてはどのような書類をいつ送付したのか等の記録もないことなど、契約規程の定めが不十分であることに起因する、入札執行の透明性を欠く事例がみられた。

当法人の契約規程の冒頭において、制定の目的を「契約事務において、より高い透明性、公平性、効率性、コストの削減を図るため、必要な契約の方法と事務の処理を定める」と掲げていることから、指名競争入札の透明性等を確保することは必須である。

今後は、契約規程に掲げた目的を実現するための具体的な事務手順を検証するなど、必要な対策を講じ改善を図られたい。

**(4) 再委託業務に係る委託料の不適正な支出を是正すべきもの**

**【株式会社札幌振興公社】**

指定管理対象施設であるジャンプ競技場に係る備付物件の大型映像車について、運行業務を再委託しているが、受託者から請求された委託料の支出について、以下のとおり適正を欠く事例がみられた。

ア 受託者から提出された日々の業務の報告書から、多くの場合、従事者は2名（契約単価8,000円/時）であることが確認できるが、従事者4名の契約単価（15,750円/時）で計算した過大な委託料を請求されたにも関わらず、請求内容を是正させることなく不適正な支出をしているもの

イ 契約書第6条第1項第2号において、業務実施時間の合計を算出する際、30分未満は切り捨てる旨定められているが、30分未満を切り上げて計算した過大な委託料を請求されたにも関わらず、請求内容を是正させることなく、不適正な支出をしているもの

今後は、業務の履行状況及び契約内容を十分確認し、請求内容を適切に精査する等、チェック体制の強化を図り、適正な事務を執行されたい。

**(5) 指名競争入札の実施方法について（意見）**

【株式会社札幌振興公社】

業務の委託に係る指名競争入札の実施に関して、指名事業者が入札前に辞退した際、その代替として、予備に選定されていた事業者指名通知書を送付したと思われるケースが複数確認できるが、明らかに当該予備の事業者の入札準備期間は当初指名事業者よりも短くなる。

当法人の契約規程の冒頭において、制定の目的を「契約事務において、より高い透明性、公平性、効率性、コストの削減を図るため、必要な契約の方法と事務の処理を定める」と掲げているが、上記の入札方法では公平性は確保されないと思料される。

当法人が契約規程に掲げた目的を実現しつつ、客観的にも妥当性が確保されるよう、最適な指名競争入札の方法を再検証することに併せて、適宜、規程の実効性や適正性を検証し、必要に応じて同規程を改正したうえで社内に周知することや、チェック体制を一層強化することなど、必要な対策を講じられるよう要望する。

**(6) 現金及び金券を適正に管理すべきもの**

【札幌市森林組合】

業務規程第44条にて、「現金は、現金出納帳の残高に照合し、金庫に保管しなければならない。」と規定されているが、現金出納帳と手持ち金一覧表とで、金額が一致していない事例が散見された。

また、各規程等において金券の管理方法に関する定めはない中で、郵便切手については、郵便切手受払簿により管理しているように見受けられるが、郵便切手の受け入れや払い出しの記載がなく、購入後の用途が確認できない事例も散見された。

現金及び金券については、特に、組織的な管理体制を確立し、事故防止に努められたい。

**(7) 固定資産の該当確認について（意見）**

【札幌市森林組合】

当組合の定款では、固定資産の取得は理事会の議決事項として定められている。一方、固定資産の要件については、全国森林組合連合会作成の森林組合決算関係書類等様式集に記載されている要件を準用しているとのことだが、物件取得の際、当該要件と照らし合わせて該当の有無をどのように判断しているの

か、関係書類からは判然としなかった。

今般、物件取得前の確認等が不十分であったため、取得後に固定資産であることが判明したことにより、取得から相当期間経過した後の理事会に取得を付議している事例がみられた。

資産の一部である固定資産を正確に把握し、固定資産台帳等に掲載することは、決算内容の正確性を確保するうえでも重要である。

今後は、固定資産の要件に該当するか否かを適切に確認できるよう、チェック体制の一層の強化について検討されたい。

## 2 公の施設指定管理者監査

### (1) 大倉山ジャンプ競技場の利用料金を適正に収受等すべきもの

【株式会社札幌振興公社】

札幌市ジャンプ競技場条例においては、競技場を指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が条例の規定による使用料の範囲内で市長の承認を得て定めることとなっている。

大倉山ジャンプ競技場の利用料金と撮影に係る利用料金は、条例と同額を札幌市へ申請し承認を得ているが、以下のとおり承認内容に反し、利用料金を収受していない事例が多数みられた。

ア 条例において「業としての写真、映画等の撮影」をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受け使用料を納付しなければならない、と定められている。

当法人は「報道」と判断する撮影の場合、業に当たるとしながら利用料金を全額減免としているが、当該減免について札幌市へ承認申請をしていないもの。

イ ジャンプ大会等開催の場合、競技場の利用料金や撮影に係る利用料金について、札幌市の承認内容に反して開場時間外部分について割増加算をした利用料金を収受せず、1日単位の利用料金のみを収受しているもの

これは、札幌市への利用料金等の申請内容が不十分であったことや、過去に作成した内部マニュアルを根拠として、漫然と対応してきたことに起因しており、長期間にわたり不適正な状況が継続していたと推察される。

今後は、承認内容に従い適正に利用料金を収受するか、現行の運用を継続するのであれば、速やかに札幌市と協議したうえで適切に利用料金に係る申請をして承認を得る等、必要な対応をされたい。



**(2) 札幌オリンピックミュージアムに係る利用料金を適正に申請すべきもの**

**【株式会社札幌振興公社】**

札幌オリンピックミュージアム条例においては、ミュージアムを指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が条例の規定による使用料の範囲内で市長の承認を得て定めることとなっている。

当法人が参画する「さっぽろセレクト」に係るミュージアムの利用料金について、料金改定があったにもかかわらず札幌市へ変更の申請を失念していた。

速やかに、改定後の利用料金にて承認申請を行う等是正されたい。

**(3) 仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの**

**【札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ】**

札幌市と当団体が締結した、札幌駅周辺自転車等駐車場の指定管理に係る協定に定める指定管理者業務仕様書において、損害賠償保険に加入することが定められているが、当団体が加入している損害賠償保険は、以下のとおり仕様書の定めを満たしていなかった。

速やかに、仕様書の定めを満たす損害賠償保険内容に是正されたい。

ア 指定管理対象施設である自転車等駐車場のうち、一部の施設が保険の対象となっていないもの

イ 指定管理者から委託を受けた者が、被保険者となっていないもの

**(4) 経費の削減に係る取組について（意見）**

**【エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社】**

市営住宅の空き住宅修繕など修繕に係る経費が予算を大きく超過しており、指定管理業務全体の収支においても、収入である札幌市から支払われる管理費用を支出が上回っている状況であった。

修繕業務を他社への委託等により実施するに当たり、緊急性の低い修繕の一部については、複数の業者から見積を徴取して価格を比較し、経費削減につなげた点などは評価できるものの、限られた期間内での実施が求められる空き住宅修繕や緊急修繕などは、概ね限定された業者に発注されていた。

修繕に係る経費の増減については、個別の修繕内容やその年々における件数などに左右されるところが大きいと思料されるが、そうした中でも、価格競争性を可能な限り確保するために、見積合せの積極的な導入など、更なる経費削減に向けて具体的に検討・実施していただくよう要望する。

(5) 指定管理業務に係る費用の執行を適正に行うべきもの

【株式会社東急コミュニティー】

指定管理業務以外の用途で使用した車両のガソリン代を指定管理費用から不適正に支出していた。今後は、ガソリン代も含め、指定管理業務とそれ以外の業務の経費を明確に区分し、指定管理費用の執行及び市への報告を適正に行われたい。

3 財政援助団体監査

(1) 補助金の交付申請及び実績報告を適正に行うべきもの

【アートチャイルドケア株式会社】

保育所等特殊健康診断（糞便検査）費補助金の対象となる検査費用について、栄養士及び調理員用の単価のみを用いて費用を算出すべきところ、保育士用の単価も誤って合算したことで、過大に補助金を受領していた。

また、食物アレルギー児保育事業費補助金の対象となる経費について、給食材料費や人件費など、項目別に算出すべきところ、給食材料費にまとめて計上し、積算根拠も不明瞭であった。

今後は、複数名による提出書類の確認や、経費を明確に算出し正しい項目に計上することで、交付申請及び実績報告を適正に行われたい。



## 監査の着眼点（評価項目）等

| 監査の着眼点（評価項目）  |   |
|---|---|
| 重要リスク   | 重要リスク設定理由   |
| 【出資団体】<br>会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</li> <li>■ 現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性がある。</li> </ul>  |
| 【出資団体】<br>契約事務が適正に行われないリスク  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる要素が多い。</li> <li>■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。</li> </ul>                    |
| 【指定管理者】<br>下記の施設の指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないリスク<br>①大倉山ジャンプ競技場<br>②宮の森ジャンプ競技場<br>③荒井山シャンツェ<br>④札幌リノックミュージアム | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 協定書等に基づいた施設の管理運営がなされていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。</li> </ul> |
| 【指定管理者】<br>下記の施設の指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないリスク<br>①大倉山ジャンプ競技場<br>②宮の森ジャンプ競技場<br>③荒井山シャンツェ<br>④札幌リノックミュージアム  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。</li> <li>■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。</li> </ul>                     |

| 監査のチェックポイント  | 対応する指摘等の項目   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。</li> <li>■ 現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。</li> <li>■ 経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。</li> <li>■ 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。</li> <li>■ 財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。</li> <li>■ 物品の出納受払いは適正に行われているか。</li> </ul> | <p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再委託業務に係る委託料の不適正な支出を是正すべきもの</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約の方法及び手続は適正か。</li> <li>■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</li> <li>■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</li> </ul>  | <p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名競争入札の透明性を確保すべきもの</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名競争入札の実施方法について</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</li> </ul>   | —  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約の方法及び手続は適正か。</li> <li>■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</li> <li>■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</li> </ul>  | —  |

**監査の着眼点（評価項目）等**

|   |   |
|---|---|
| <p>【指定管理者】<br/>下記の施設の指定管理施設運営管理に係る利用料金の取扱事務が適正に行われていないリスク</p> <p>①大倉山ジャンプ競技場<br/>②宮の森ジャンプ競技場<br/>③荒井山シャンツェ<br/>④札幌オリピックミュージアム</p> | <p>■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</p> |
| <p>【財政援助団体】<br/>下記の事業の補助金に係る事務が適正に行われていないリスク</p> <p>①大倉山展望台リフト無料化事業<br/>②札幌藻岩山ロープウェイ無料化事業</p>                                     | <p>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</p>                   |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>上記重要リスクに対応しないもの</p> |  |
|------------------------|--|

**株式会社札幌振興公社**

|  |   |
|--|---|
| <p>■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。</p> <p>■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。</p> <p>■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p>  | <p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大倉山ジャンプ競技場の利用料金を適正に収受等すべきもの</li> <li>・札幌オリンピックミュージアムに係る利用料金を適正に申請すべきもの</li> </ul> |
| <p>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。</p> <p>■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。</p> <p>■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。</p> <p>■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p> | <p>—</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の発注に係る事務を適正に行うべきもの</li> <li>・運行管理する車両について、法令に従い定期点検を行うべきもの</li> </ul> |
|--|---|

**監査の着眼点（評価項目）等**

| 監査の着眼点（評価項目）                       |  |
|------------------------------------|--|
| 重要リスク                              | 重要リスク設定理由  |
| 【出資団体】<br>会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</li> <li>■ 現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性がある。</li> </ul>                     |
| 【出資団体】<br>契約事務が適正に行われないリスク         | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる要素が多い。</li> <li>■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。</li> </ul> |
| 上記重要リスクに対応しないもの                    |  |

**一般財団法人さっぽろ水道サービス協会**

| 監査のチェックポイント  | 対応する指摘等の項目 |
|--|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。</li> <li>■ 現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。</li> <li>■ 経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。</li> <li>■ 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。</li> <li>■ 財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。</li> <li>■ 物品の出納受払いは適正に行われているか。</li> </ul> | —          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約の方法及び手続は適正か。</li> <li>■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</li> <li>■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</li> </ul>  | —          |
|  | —          |

**監査の着眼点（評価項目）等**

| 監査の着眼点（評価項目）                       |  |
|------------------------------------|--|
| 重要リスク                              | 重要リスク設定理由  |
| 【出資団体】<br>会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</li> <li>■ 現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性がある。</li> </ul>                     |
| 【出資団体】<br>契約事務が適正に行われないリスク         | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続きを要するなど、誤りを生じさせる要素が多い。</li> <li>■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。</li> </ul> |
| 上記重要リスクに対応しないもの                    |  |

**札幌市森林組合**

| 監査のチェックポイント  | 対応する指摘等の項目  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。</li> <li>■ 現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。</li> <li>■ 経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。</li> <li>■ 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。</li> <li>■ 財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。</li> <li>■ 物品の出納受払いは適正に行われているか。</li> </ul> | <p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金及び金券を適正に管理すべきもの</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産の該当確認について</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約の方法及び手続は適正か。</li> <li>■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</li> <li>■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</li> </ul>  | —   |
|  | —   |

監査の着眼点（評価項目）等

| 監査の着眼点（評価項目）   |   |
|--|---|
| 重要リスク  | 重要リスク設定理由   |
| <p>【指定管理者】<br/>下記の施設の指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないリスク</p> <p>・札幌駅周辺自転車等駐車場</p>     | <p>■協定書等に基づいた施設の管理運営がなされていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。</p> |
| <p>【指定管理者】<br/>下記の施設の指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないリスク</p> <p>・札幌駅周辺自転車等駐車場</p>      | <p>■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。</p> <p>■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。</p>                        |
| <p>【指定管理者】<br/>下記の施設の指定管理施設運営管理に係る利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p> <p>・札幌駅周辺自転車等駐車場</p> | <p>■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</p>   |
| <p>上記重要リスクに対応しないもの</p>   |   |

札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ

| 監査のチェックポイント   | 対応する指摘等の項目                                  |
|---|---|
| <p>■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>  | <p>【指摘事項】<br/>・仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの</p> |
| <p>■契約の方法及び手続は適正か。</p> <p>■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>             | —   |
| <p>■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。</p> <p>■利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。</p> <p>■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p> | —   |
|   | —   |



監査の着眼点（評価項目）等

| 監査の着眼点（評価項目）   |  |
|--|--|
| 重要リスク  | 重要リスク設定理由  |
| <p>【指定管理者】<br/>下記の施設の指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市時計台</li> <li>・札幌市営住宅（北区、西区及び手稲区）</li> </ul> | <p>■ 協定書等に基づいた施設の管理運営がなされていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。</p> |
| <p>【指定管理者】<br/>下記の施設の指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市時計台</li> <li>・札幌市営住宅（北区、西区及び手稲区）</li> </ul>  | <p>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。</p> <p>■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。</p>                       |
| <p>【指定管理者】<br/>下記の施設の指定管理施設運営管理に係る利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市時計台</li> </ul>                          | <p>■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</p>   |
| <p>上記重要リスクに対応しないもの</p>   |  |

エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社

| 監査の着眼点（評価項目）   |   |
|--|---|
| 監査のチェックポイント  | 対応する指摘等の項目  |
| <p>■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>  | —   |
| <p>■ 契約の方法及び手続は適正か。</p> <p>■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p>             | —   |
| <p>■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。</p> <p>■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。</p> <p>■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。</p> | —   |
|  | <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の削減に係る取組について</li> </ul> |

**監査の着眼点（評価項目）等**

| 監査の着眼点（評価項目）  |  |
|---|--|
| 重要リスク   | 重要リスク設定理由  |
| <p>【指定管理者】<br/>下記の施設の指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないリスク</p> <p>・札幌市営住宅（中央区、東区及び白石区）</p> | <p>■ 協定書等に基づいた施設の管理運営がなされていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。</p> |
| <p>【指定管理者】<br/>下記の施設の指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないリスク</p> <p>・札幌市営住宅（中央区、東区及び白石区）</p>  | <p>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。</p> <p>■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。</p>                       |
| <p>上記重要リスクに対応しないもの</p>  |  |

**日興美装工業株式会社**

| 監査の着眼点（評価項目）   |            |
|--|------------|
| 監査のチェックポイント  | 対応する指摘等の項目 |
| <p>■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>  | —          |
| <p>■ 契約の方法及び手続は適正か。</p> <p>■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p> | —          |
|  | —          |

**監査の着眼点（評価項目）等**

| 監査の着眼点（評価項目）  |  |
|---|--|
| 重要リスク   | 重要リスク設定理由  |
| <p>【指定管理者】<br/>下記の施設の指定管理施設運営管理に係る報告や届出が適正に行われないリスク</p> <p>・札幌市営住宅（豊平区、清田区、南区及び厚別区）</p> | <p>■ 協定書等に基づいた施設の管理運営がなされていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。</p> |
| <p>【指定管理者】<br/>下記の施設の指定管理施設運営管理に係る契約事務が適正に行われないリスク</p> <p>・札幌市営住宅（豊平区、清田区、南区及び厚別区）</p>  | <p>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。</p> <p>■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。</p>                       |
| <p>上記重要リスクに対応しないもの</p>  |  |

**株式会社東急コミュニティー**

| 監査のチェックポイント  | 対応する指摘等の項目                                   |
|--|--|
| <p>■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。</p>  | <p>【指摘事項】<br/>・ 指定管理業務に係る費用の執行を適正に行うべきもの</p> |
| <p>■ 契約の方法及び手続は適正か。</p> <p>■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。</p> | —  |
|  | —  |

**監査の着眼点（評価項目）等**

| 監査の着眼点（評価項目）   |   |
|--|---|
| 重要リスク  | 重要リスク設定理由   |
| 【指定管理者】<br>下記の施設の指定管理施設<br>運営管理に係る報告や届出<br>が適正に行われないリスク<br>・各区区民センター（北区<br>除く）         | ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営がなされていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性がある。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性がある。 |
| 【指定管理者】<br>下記の施設の指定管理施設<br>運営管理に係る契約事務が<br>適正に行われないリスク<br>・各区区民センター（北区<br>除く）          | ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続きを要するなど、誤りが生じる可能性がある。<br>■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性がある。                           |
| 【指定管理者】<br>下記の施設の指定管理施設<br>運営管理に係る利用料金の<br>取扱事務が適正に行われな<br>いリスク<br>・各区区民センター（北区<br>除く） | ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。   |
| 上記重要リスクに対応しないもの  |   |

**一般社団法人札幌市区民センター運営委員会**

| 監査のチェックポイント   | 対応する指摘等の項目 |
|---|------------|
| ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。  | —          |
| ■ 契約の方法及び手続は適正か。<br>■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。<br>■ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。             | —          |
| ■ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。<br>■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続きが適正に行われているか。<br>■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。 | —          |
|   | —          |

**監査の着眼点（評価項目）等**

| 監査の着眼点（評価項目）   |   |
|--|---|
| 重要リスク  | 重要リスク設定理由   |
| <p>【財政援助団体】<br/>下記の事業の補助金に係る事務が適正に行われないリスク</p> <p>①加配保育士等雇用促進補助事業<br/>②調理員パート雇用費補助事業<br/>③時間外保育促進事業<br/>④食物アレルギー児保育事業<br/>⑤保育所等損害賠償責任保険料<br/>⑥保育所等特殊健康診断（糞便検査）費<br/>⑦保育所等特殊健康診断（糞便検査以外）費<br/>⑧保育支援者配置補助事業<br/>⑨障がい児保育事業<br/>⑩札幌市認可保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業</p> | <p>■不適切な補助金受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられる。</p> |
| 上記重要リスクに対応しないもの  |   |

**アートチャイルドケア株式会社**

| 監査のチェックポイント  |  | 対応する指摘等の項目 |
|--|--|------------|
| <p>■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。</p> <p>■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。</p> <p>■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。</p> <p>■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p> | <p>【指摘事項】</p> <p>・補助金の交付申請及び実績報告を適正に行うべきもの</p> |            |
|  |  | —          |

## 参 考

### 監査対象団体の概要

#### 1 出資団体監査

##### (1) 株式会社札幌振興公社（所管：経済観光局観光・MICE推進部）

この法人は、公共用不動産の取得・処分、駐車場、観光施設、児童遊園施設の経営を行うことを主たる目的として昭和32年に設立されたものである。現在は不動産賃貸業、駐車場経営、索道事業（藻岩山ロープウェイ等）等の自主事業のほかに、札幌市が設置した大倉山ジャンプ競技場等の公の施設の管理業務等も行っている。

第64期末（令和2年度末）に資本金を4億7,675万円から1億円へ無償減資したが、札幌市は、総額4億7,760万円を払い込んでおり、発行済み株式のうち88.1%を保有している。

また、札幌市は、令和2年度に、大倉山展望台リフト及び札幌もいわ山ロープウェイの無料化事業に対して9,110万円の補助金を交付するとともに、公の施設の管理運営に要する経費として、1億7,517万円を支出している。

第1表 第64期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

| 区 分                      | 項 目               | 金 額        |
|--------------------------|-------------------|------------|
| 経 営 成 績                  | 経 常 収 益 A         | 2,169,319  |
|                          | (うち札幌市からの委託料)     | (5,350)    |
|                          | 経 常 費 用 B         | 2,722,261  |
|                          | 経 常 損 益 C=A-B     | △552,941   |
|                          | 特 別 損 益 D         | △27,292    |
|                          | 法 人 税 等 E         | 1,263      |
|                          | 法 人 税 等 調 整 額 F   | 0          |
|                          | 当 期 損 益 G=C+D-E-F | △581,498   |
|                          | 前 期 繰 越 利 益 H     | 292,378    |
|                          | 剰 余 金 の 配 当 I     | △5,978     |
|                          | 固定資産圧縮積立金の取崩 J    | 18,250     |
| 繰 越 利 益 剰 余 金 K=G+H+I+J  | △276,846          |            |
| 財 政 状 態<br>(令和3年3月31日現在) | 流 動 資 産 L         | 750,646    |
|                          | 固 定 資 産 M         | 12,260,840 |
|                          | 資 産 合 計 N=L+M     | 13,011,486 |
|                          | 流 動 負 債 O         | 1,005,419  |
|                          | 固 定 負 債 P         | 9,428,674  |
|                          | 負 債 合 計 Q=O+P     | 10,434,094 |
|                          | 資 本 金 R           | 100,000    |
|                          | 資 本 剰 余 金 S       | 462,600    |
|                          | 利 益 剰 余 金 T       | 2,014,792  |
|                          | 純 資 産 合 計 U=R+S+T | 2,577,392  |
| 負 債 及 び 純 資 産 合 計 V=Q+U  | 13,011,486        |            |

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(令和3年3月31日現在)

| 株 主          | 所有株式数(株) | 持株比率(%) |
|--------------|----------|---------|
| 札幌市          | 97,504   | 88.1    |
| 株式会社さっぽろテレビ塔 | 6,240    | 5.6     |
| 札幌商工会議所      | 4,160    | 3.8     |
| 株式会社北洋銀行     | 1,600    | 1.4     |
| 株式会社北海道銀行    | 800      | 0.7     |
| 北海道瓦斯株式会社    | 400      | 0.4     |
| 合 計          | 110,704  | 100.0   |

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（所管：水道局総務部）

この法人は、水道の円滑な普及及び適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い、もって札幌市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的として、昭和54年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額1,000万円のうち500万円を出資している。

また、札幌市から浄水場の維持管理などの業務を受託しているほか、自主事業として簡易専用水道の検査などの事業を行っている。

令和2年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

| 区 分                   | 項 目                     | 金 額                      |
|-----------------------|-------------------------|--------------------------|
| 事業成績                  | 経常収益 A<br>(うち札幌市からの委託料) | 1,618,032<br>(1,461,528) |
|                       | 経常費用 B                  | 1,542,717                |
|                       | 経常増減額 C=A-B             | 75,314                   |
|                       | 経常外増減額 D                | 0                        |
|                       | 法人税等 E                  | 25,844                   |
|                       | 当期一般正味財産増減額 F=C+D-E     | 49,470                   |
|                       | 一般正味財産期首残高 G            | 838,747                  |
|                       | 一般正味財産期末残高 H=F+G        | 888,218                  |
|                       | 当期指定正味財産増減額 I           | 0                        |
|                       | 指定正味財産期首残高 J            | 5,000                    |
|                       | 指定正味財産期末残高 K=I+J        | 5,000                    |
| 正味財産期末残高 L=H+K        | 893,218                 |                          |
| 財政状態<br>(令和3年3月31日現在) | 流動資産 M                  | 715,755                  |
|                       | 固定資産 N                  | 365,974                  |
|                       | 資産合計 O=M+N              | 1,081,730                |
|                       | 流動負債 P                  | 174,660                  |
|                       | 固定負債 Q                  | 13,852                   |
|                       | 負債合計 R=P+Q              | 188,512                  |
|                       | 指定正味財産 S                | 5,000                    |
|                       | 一般正味財産 T                | 888,218                  |
| 正味財産合計 U=S+T          | 893,218                 |                          |
| 負債及び正味財産合計 V=R+U      | 1,081,730               |                          |

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。  
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までである。



(3) 札幌市森林組合（所管：建設局みどりの推進部）

この法人は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、昭和17年に設立されたものである。

札幌市は、この法人の出資金総額811万円のうち、303万円（出資比率37.3%）を出資している。

令和2年度 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

| 区 分                       | 項 目                     | 金 額      |
|---------------------------|-------------------------|----------|
| 経 営 成 績                   | 経 常 収 益 A               | 70,440   |
|                           | (うち札幌市からの委託料)           | (48,955) |
|                           | 経 常 費 用 B               | 73,442   |
|                           | 経 常 損 益 C=A-B           | △ 3,001  |
|                           | 特 別 損 益 D               | △ 61     |
|                           | 法 人 税 等 E               | 128      |
|                           | 法 人 税 等 調 整 額 F         | 0        |
|                           | 当 期 剰 余 金 G=C+D-E-F     | △ 3,191  |
|                           | 前 期 繰 越 剰 余 金 H         | 3,505    |
|                           | 当 期 未 処 分 剰 余 金 I=G+H   | 313      |
| 財 政 状 態<br>(令和2年12月31日現在) | 流 動 資 産 J               | 64,673   |
|                           | 固 定 資 産 K               | 7,740    |
|                           | 資 産 合 計 L=J+K           | 72,413   |
|                           | 流 動 負 債 M               | 8,713    |
|                           | 固 定 負 債 N               | 3,595    |
|                           | 負 債 合 計 O=M+N           | 12,308   |
|                           | 出 資 金 P                 | 8,118    |
|                           | 利 益 剰 余 金 Q             | 51,281   |
|                           | 資 本 準 備 金 R             | 705      |
|                           | 純 資 産 合 計 S=P+Q+R       | 60,105   |
|                           | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S | 72,413   |

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までである。

## 2 公の施設指定管理者監査

### (1) 株式会社札幌振興公社

法人の概要については、1 (1)参照

#### 令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名   | 管理費用の額      | 利用料金収入額    | 所管部局           |
|---|-------------|------------|----------------|
| 札幌市大倉山ジャンプ競技場<br>札幌市宮の森ジャンプ競技場<br>札幌市荒井山ジャンツェ<br>札幌オリンピックミュージアム | 175,173,885 | 30,939,480 | スポーツ局<br>スポーツ部 |
| 合計  | 175,173,885 | 30,939,480 |                |

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

### (2) 札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ

この団体は、公の施設である札幌駅周辺自転車等駐車場を運営・維持管理する指定管理者となるため、平成22年10月に設立されたコンソーシアムであり、団体の構成員は「(株)札幌振興公社」「(株)ベルックス」「(株)キタデン」「北海道自転車軽自動車商業協同組合」である。

札幌市は令和2年度において、札幌駅周辺自転車等駐車場の管理に要する経費として2,328万円を支出している。

#### 令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名        | 管理費用の額     | 利用料金収入額    | 所管部局   |
|--------------|------------|------------|--------|
| 札幌駅周辺自転車等駐車場 | 23,288,000 | 36,620,501 | 建設局総務部 |
| 合計           | 23,288,000 | 36,620,501 |        |

(注) 指定管理期間は平成31年度から令和2年度までである。

### (3) エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社

この法人は、分譲マンションや賃貸住宅の総合管理業務等を目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市北区、西区及び手稲区内の札幌市営住宅と札幌市時計台について、前者は平成22年度から、後者は平成26年度から、その維持管理等をこの法人に行わせている。令和2年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として5億856万円を支出している。

### 令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名                  | 管理費用の額      | 利用料金収入額   | 所管部局          |
|------------------------|-------------|-----------|---------------|
| 札幌市営住宅<br>(北区、西区及び手稲区) | 493,730,778 | -         | 都市局<br>市街地整備部 |
| 札幌市時計台                 | 14,830,000  | 9,383,360 | 市民文化局<br>文化部  |
| 合計                     | 508,560,778 | 9,383,360 |               |

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

#### (4) 日興美装工業株式会社

この法人は、施設の総合管理業等の事業を営むことを目的として、昭和25年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市中央区、東区及び白石区内の市営住宅の維持・修繕に関する管理業務をこの法人に行わせている。令和2年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として3億3,966万円を支出している。

### 令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名                   | 管理費用の額      | 利用料金収入額 | 所管部局          |
|-------------------------|-------------|---------|---------------|
| 札幌市営住宅<br>(中央区、東区及び白石区) | 339,662,528 | -       | 都市局<br>市街地整備部 |
| 合計                      | 339,662,528 | -       |               |

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

#### (5) 株式会社東急コミュニティー

この法人は、主に不動産管理を営むことを目的として、昭和45年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市豊平区、清田区、南区及び厚別区内の市営住宅の維持・修繕に関する管理業務をこの法人に行わせている。令和2年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として8億4,634万円を支出している。

令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名                   | 管理費用の額      | 利用料金収入額 | 所管部局          |
|-------------------------|-------------|---------|---------------|
| 札幌市営住宅<br>(豊平区、清田区及び南区) | 328,379,661 | -       | 都市局<br>市街地整備部 |
| 札幌市営住宅<br>(厚別区)         | 517,965,900 | -       |               |
| 合 計                     | 846,345,561 | -       |               |

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。

**(6) 一般社団法人札幌市区民センター運営委員会**

この法人は、札幌市の委託を受けて区民センターの管理運営を行う組織として平成9年に発足し、平成21年に一般社団法人となったものである。地域住民の生活文化、教養の向上とコミュニティ活動の助長を図り、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とし、指定管理者として区民センターの管理運営等を行っている。

札幌市は、公の施設として各区に設置した区民センターのうち、9区（中央区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区及び手稲区）の管理運営をこの法人に行わせている。令和2年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として2億2,085万円を支出している。

令和2年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名       | 管理費用の額      | 利用料金収入額     | 所管部局                       |
|-------------|-------------|-------------|----------------------------|
| 札幌市中央区民センター | 50,139,000  | 15,145,790  | 市民文化局<br>地域振興部<br><br>区市民部 |
| 札幌市東区民センター  | 14,332,000  | 18,249,055  |                            |
| 札幌市白石区民センター | 22,282,000  | 16,908,180  |                            |
| 札幌市厚別区民センター | 5,408,000   | 12,274,200  |                            |
| 札幌市豊平区民センター | 24,953,000  | 10,578,580  |                            |
| 札幌市清田区民センター | 46,813,000  | 7,560,670   |                            |
| 札幌市南区民センター  | 25,524,000  | 9,298,160   |                            |
| 札幌市西区民センター  | 22,276,000  | 10,969,020  |                            |
| 札幌市手稲区民センター | 9,123,000   | 7,762,940   |                            |
| 合 計         | 220,850,000 | 108,746,595 |                            |

(注) 指定管理期間は平成30年度から令和4年度までである。また、北区民センターは他の法人が指定管理者となっている。

### 3 財政援助団体監査

#### (1) 株式会社札幌振興公社

法人の概要については、1 (1)参照

#### 補助金の内容

(単位 円)

| 区 分               | 補助金額       | 所管部局                |
|-------------------|------------|---------------------|
| 大倉山展望台リフト無料化事業    | 24,860,000 | 経済観光局<br>観光・MICE推進部 |
| 札幌もいわ山ロープウェイ無料化事業 | 66,242,000 |                     |
| 合 計               | 91,102,000 |                     |

#### (2) アートチャイルドケア株式会社

この法人は、主に保育所の経営及び地域の子育て支援に資する事業を営むことを目的として、平成元年に設立されたものである。

札幌市は、令和2年度においては、この法人が行う事業に7,808万円の補助金を交付している。

#### 補助金の内容

(単位 円)

| 区 分                           | 補助金額       | 所管部局             |
|-------------------------------|------------|------------------|
| 加配保育士等雇用促進補助事業                | 48,138,294 | 子ども未来局<br>子育て支援部 |
| 調理員パート雇用費補助事業                 | 9,979,830  |                  |
| 時間外保育促進事業                     | 5,990,640  |                  |
| 食物アレルギー児保育事業                  | 990,000    |                  |
| 保育所等損害賠償責任保険料                 | 65,670     |                  |
| 保育所等特殊健康診断（糞便検査）費             | 55,110     |                  |
| 保育所等特殊健康診断（糞便検査以外）費           | 607,110    |                  |
| 保育支援者配置補助事業                   | 1,696,613  |                  |
| 障がい児保育事業                      | 4,615,200  |                  |
| 札幌市認可保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業 | 5,949,000  |                  |
| 合 計                           | 78,087,467 |                  |